

国民年金情報

問い合わせ先
市民課市民年金係 ☎(25) 1111

ねんきんは

人生の節目ごとに届出が必要です

ライフスタイルによって、国民年金の加入の仕方が変わることがあります。結婚や就職、転職、退職など人生の節目には、その都度「届出」が必要となります。

会社に就職したとき

第1号被保険者の資格喪失の手続きが必要
→ 市役所へ

会社を退職したとき

国民年金に加入の手続きが必要
(被扶養配偶者も同様)
→ 市役所へ

配偶者の扶養になったとき

第3号被保険者への種別変更の手続きが必要
→ 配偶者の勤務先へ

配偶者の扶養からはずれたとき

第1号被保険者への種別変更の手続きが必要
→ 市役所へ

配偶者が就職したり、会社をかわったとき

第3号被保険者になる手続きが必要
→ 配偶者の新しい勤務先へ

海外に居住する場合

引き続き国民年金に加入したい場合は、第1号被保険者になる手続きが必要

- ・協力者(親族)がいる
→ 本人の最後の住所地の市町村役場へ
- ・協力者がいない
→ 日本国民年金協会へ

4月9日(日)菊池市消防団入団式

菊池市消防団の入団式が菊池市総合体育館であり、128人の新消防団員が誕生しました。

式では、村上忠吉団長が「『自らの郷土は自らで守る』という使命を深く認識し、訓練に励み、地域の第一線として活躍されることを期待します」と訓示し、各方面隊と本部機動隊の代表6人に辞令を交付しました。

新入団員たちは、緊張感のある式典の中、消防団員としての責任感を感じ取り、決意を新たにしました。

菊池市消防団員が平成17年(合併以降)に火災などで出動した件数は、火災43件、行方不明者の捜索3件と多く、今後の新入団員の活躍が期待されます。



村上団長(左)から辞令の交付を受ける新入団員

4月14日(金)菊池溪谷山開き

菊池溪谷のシーズン到来を告げる山開きが溪谷入り口の展望所前で、関係者など約100人が出席して期間中の安全を祈願しました。

菊池溪谷を美しくする保護管理協議会長でもある福村市長が「昨年は例年よりも多い人が菊池溪谷を訪れました。今年も入山する観光客の皆さんの無事故を祈りつつ、多くの人に美しい自然と環境に守られた菊池溪谷で、楽しい思い出を残していただきたいです」とあいさつ。関係者とテープカットをしました。

また、県内で活動する安田みどりさんと松島里絵さんによるフルートデュオ Angel-Breath (エンジェルブレス)のミニコンサートもあり、爽やかなメロディが溪谷に響き、参加者の耳を和ませました。

平成17年の入谷者は、前の年よりも3万人多い約38万人で、一昨年秋の台風で被害のあった堂山橋と中級者向けの散策コースの復旧工事が完了し、今シーズンから利用可能になりました。



新緑が鮮やかになってきた紅葉ヶ瀬付近

4月11日(火) 菊池市内の小学校・中学校で入学式

菊池市内の小学校14校と中学校5校でそれぞれ入学式があり、小学生477人と中学生520人が新たな気持ちで新生活をスタートさせました。

七城小学校では午前10時から体育館で関係者など約500人が出席して入学式がありました。担任の先生から、新入児童56人(男子31人、女子25人)の名前が呼ばれると、新入児童の「はい」という元気な声が式場内に響いていました。

糸岡勇二校長が「がんばる芽、元気いっぱい芽、仲良しの芽の3つの芽を育ててください」と話すと、新入児童たちはひとつひとつの言葉を真剣に聞いていました。また、泗水中学校でも午後2時から体育館で入学式があり、新入生や在校生、保護者などが出席しました。担任の先生から、新入生169人(男子80人、女子89人)の氏名点呼があると、新入生たちは晴れやかな声で「はい」と返事をしながら起立しました。

西岡宏二校長が「雨の中に咲いているアジサイの花は、遠くからは同じ花びらに見えますが、近くで見るとどれひとつ同じものはありません。学校も同じで、みんなの集まりが学校です。これからは、みなさん一人ひとりが生き生きとした生活を送ってください」と式辞を述べると、新入生たちは真剣に聞いていました。

新入生を代表して大林梨紗さんが「教科が増えたり部活動があったりと不安がありますが、泗水中の生徒としての誇りを持ち精一杯、中学生生活を楽しみたいです」と新たな決意を述べました。



担任の先生から自分の名前を呼ばれて「はい」と大きな声で返事をしながら起立する児童



在校生が見守る中、緊張した表情で入場する新入生たち

20歳以上の学生の皆さん

国民年金保険料の納付が困難なときは

学生納付特例制度

をご利用ください

平成17年度に申請した人は、平成18年度の申請を忘れないように注意してください。毎年申請が必要です。

学生納付特例制度は、在学中の保険料を社会人になってから納めることができる制度です。

および各種学校(修業年限が1年以上である課程)などに在学する学生。

収入が少なく、保険料が納められないときには、菊池市役所の国民年金担当窓口へ申請しましょう。申請が遅れて、保険料を未納のままにしていると、不慮の事故や病気で重い障害が残っても障害年金が支給されないなど、不利益となる場合があります。早めの申請が大切です。

夜間・定時制課程や通信制課程の学生も含まれます。申請のときに持っているもの
○年金手帳
○学生証または平成18年4月以降に交付された在学証明書
○認印
※本人が署名する場合は不要です。

対象となる人
20歳以上の学生で、本人所得が141万円以下(学生の人に扶養親族があれば基準額が変わります)の人。

承認されると...
申請した年度の4月分から翌年3月分までの保険料の納付が猶予されます。
※ただし、既に納付済の分や、中途退学の場合は退学した月の翌月以降の分を除きます。

対象となる学生は?
大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校

※老齢・障害・遺族の各基礎年金を受給するための資格期間には算入されませんが、老齢基礎年金の年金額には反映されませんので、10年以内に保険料を納めることができます。「追納制度」をご利用ください。
※3年目以降は、当時の保険料額に加算額が付きません。

平成16年年金法改正により障害基礎年金の受給権者は、65歳以降、老齢厚生年金または遺族厚生年金との併給が平成18年4月から可能になりました。
そこで、障害基礎年金を受給している視覚障害者の人からの年金相談に的確に対応して、お客様の視点に立ったサービスの品質向上とお客様の満足度を向上させる目的で、財団法人熊本県ろう者福祉協会の協力により、手話通訳者を介した年金相談ができるようになりました。
ぜひ、ご利用ください。

手話通訳を介した年金相談ができるようになりました

実施日

毎月第2土曜日の休日開庁日

問い合わせ先

菊池市役所市民課市民年金係
または
熊本西社会保険事務所

☎096(353)0141